

参画と協働のまちづくりへの取り組み

～第4次総合計画から第5次総合計画へ～



第4次総合計画では

0 協働とパートナーシップのまちづくりの仕組みづくり

- 公益的な活動を行う市民や団体を**支援**する制度を創設するとともに、市民・事業者・行政・NPOなどが**協働**・協調して事業を進めるためのしくみづくりを検討
- 政策形成から実施、評価に至る過程に市民が**参画**できる機会を保障するため「（仮称）市民参加推進条例」を制定し、条例に基づき、具体的なしくみを順次構築
- 市民活動センターの管理や運営等を市民参画のもとで行い、より市民ニーズに合致した主体的な市民活動を促進するとともに、市民活動に必要な情報の提供や市民相互、市民と行政のネットワークづくり、リーダーの育成に関する支援を行う

2

現在進めております第4次総合計画では、まちづくりにおいては「自治」の理念を具現化するため、市民、事業者、行政が地域の課題解決に向けて、それぞれの立場を尊重しながら、知恵を出し合い、汗をかいていく「協働とパートナーシップのまちづくり」を進めるための仕組みを整えることといたしております。

その中でも、市民活動への支援や市民との協働、また、行政活動への市民参画のための仕組みづくりが求められており、順次その実現に努めてきたところです。

第4次総合計画以前の取り組み

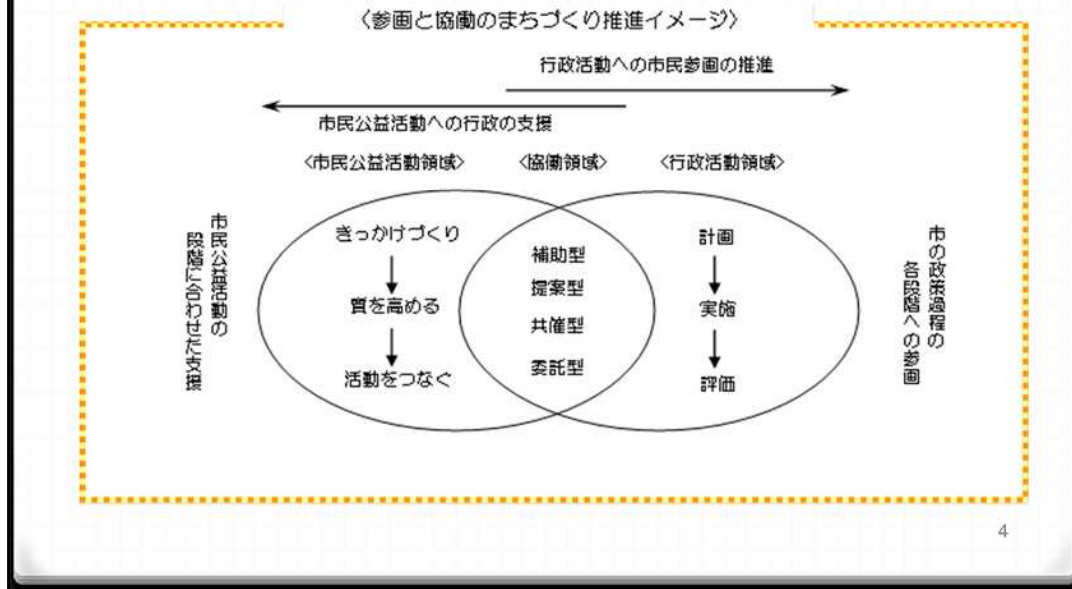
- ◆平成10年5月：「川西市まちづくり支援システム検討委員会」設置
→ 市民と行政の協働のまちづくりを具現化するシステムについての調査・検討
- ◆平成12年6月：「パートナーシップ型市民活動の促進報告書」
→ 市民活動団体が抱える課題の抽出
課題解決に向けた支援のあり方
- ◆平成12年11月～平成13年3月：「パートナーシップ型市民活動検討会議」設置
(公募12名)
→ 報告書に示された支援の基本的方策の内、会議室・作業室などの空間と機能の提供を中心に議論。市民活動拠点づくりの構想をまとめた。
- ◆平成13年5月～11月：市民活動促進準備委員会
→ ジョイン川西の1Fに設置が決まった市民活動センターの施設レイアウト、オープン後の事業運営方法や組織体制などを検討。
- ◆平成13年12月～平成15年6月：市民活動センター委員会
→ センターのソフト面の事業内容、運営方法などを検討。
- ◆平成14年6月：パレット川西オープン

3

遡ると、阪神・淡路大震災を契機に、本市においてもさまざまな市民活動が活発になり、平成10年には「川西市まちづくり支援システム検討委員会」が発足し、市民と行政の協働のまちづくりを具現化するシステムについて調査・検討が行われました。そういった経過を経て、平成14年には市民活動の拠点施設として「川西市市民活動センター」がオープンし、そこを拠点として、さらに市民活動が活発化してきました。

しかしながら、協働のまちづくりを進めるうえでの統一的なルールや具体的な仕組みがなかったため、参画と協働のまちづくりが、体系的かつ計画的に進めることができなかったというのが実情です。

20年度の施政方針で (仮称)市民参加条例の策定表明



そのような中、大塩市長就任後、平成20年度の施政方針で「行政活動への市民参加や市民活動に対する支援などを謳った(仮称)市民参加条例の策定に着手する」と表明され、本格的に(仮称)市民参加条例の策定に向けた検討に着手いたしました。

これは、厳しい社会的背景の中で、これまでは行政が主体になって行ってきた領域であっても、市民一人ひとり、地域の自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOなどが主体になって、あるいは行政と連携して取り組むことで、より効果的で効率的な、市民満足度の高いサービスの提供が可能になると思われることから、市民等と行政がともに手を携えて、参画と協働のまちづくりに取り組んでいくためには、両者がその基本理念などを共有しながら進めていく必要があると考えられたためです。

なお、参画と協働のまちづくりのイメージは、お示ししているとおりです。

22年10月1日条例施行

～川西市参画と協働のまちづくり推進条例～

参画と協働のまちづくりに向けて

条例では、平成20年度からの第2次計画の目的も受け、参画と協働のまちづくりを進めるため、基本計画の一環として市民参画の促進に向けた取り組みを進めます。

【参画】とは、国の政策方針や、関係行政機関との連携を通じて市民や市民団体を行うことを行います。また、【協働】とは、市民、市民団体、コミュニティ、NPO（非営利活動法人）等、事業者や市民団体など様々なまちづくりの主体が、それぞれの特徴に基づき、お互いの強みを活かし、地域課題の解決に向けて協働に取り組むことをいいます。

これら、参画と協働を基本とし、互いに強みを生かしていきことを「参画と協働のまちづくり」といいます。

条例では、参画と協働の推進に当たり、まちづくりの主体となる市民参画の主体的・主体的なまちづくりの推進に努めます。参画と協働の推進に当たり、参画と協働の推進に努めます。参画と協働の推進に努めます。

参画と協働の推進に当たり、まちづくりの主体となる市民参画の主体的・主体的なまちづくりの推進に努めます。参画と協働の推進に努めます。参画と協働の推進に努めます。

市民の皆さんと行政の共通のルールづくり

条例の目的は、参画と協働のまちづくりを進めるため、市民の皆さんと行政とが連携する基本となるルールづくりを進めます。参画と協働のまちづくりを進めるため、市民の皆さんと行政とが連携する基本となるルールづくりを進めます。

計画期間中の意見募集などを規定しました

【参画】の推進には、具体的に実施計画から1段階に規定されています。

第7条では「参画促進の推進」として、市民参画促進に資する施策や必要な基本計画などを作成することの推進を規定しています。市民参画促進に資する施策や必要な基本計画などを作成することの推進を規定しています。

じゃ、具体的参画、協働の手続きには、どんなものがあるの？

第10条では「市民参画促進」として、市民参画促進に資する施策や必要な基本計画などを作成することの推進を規定しています。市民参画促進に資する施策や必要な基本計画などを作成することの推進を規定しています。

じゃ、市民参画、協働の手続きには、どんなものがあるの？

公益活動支援などを基本計画で

【参画】第10条では、第12条から14条に規定されています。

第13条では、市民は、市民活動支援を実施することにより市民活動の推進を図るため、基本計画を策定し、参画と協働の推進に努めます。市民は、市民活動支援を実施することにより市民活動の推進を図るため、基本計画を策定し、参画と協働の推進に努めます。

それなら「参画」や「協働」の役割はどうなるの？



この条例ができれば、すぐに参画や協働ができるの？

この条例ができれば、すぐに参画や協働ができるの？

約2年の検討を経て、平成22年（2010年）10月に川西市参画と協働のまちづくり推進条例が施行されました。

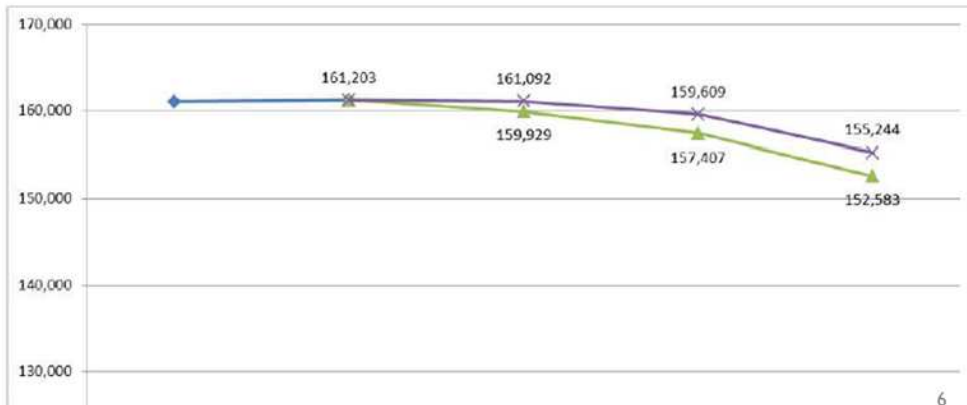
お手元に配布しているパンフレットもご覧いただきたいと思います。条例に規定された内容は、大きな2本柱として、1つは、行政が主導して行う活動への市民参画の手段、そして、もう1つは、市民の皆さんが主体的に行う活動に対する支援や協働です。

現在、第5次総合計画と並行して、条例を具現化するための、参画と協働のまちづくりの基本計画の策定を進めているところです。ここまでが、第4次総合計画の中で進めてきた事柄でございます。

川西市の人口は？

【全市合計】 ※小学校区別推計の積み上げ

	H17	H22	H25	H29	H34
住民基本台帳	161,050	161,203			
推計結果		161,203	159,929	157,407	152,583
推計結果(+開発)		161,203	161,092	159,609	155,244



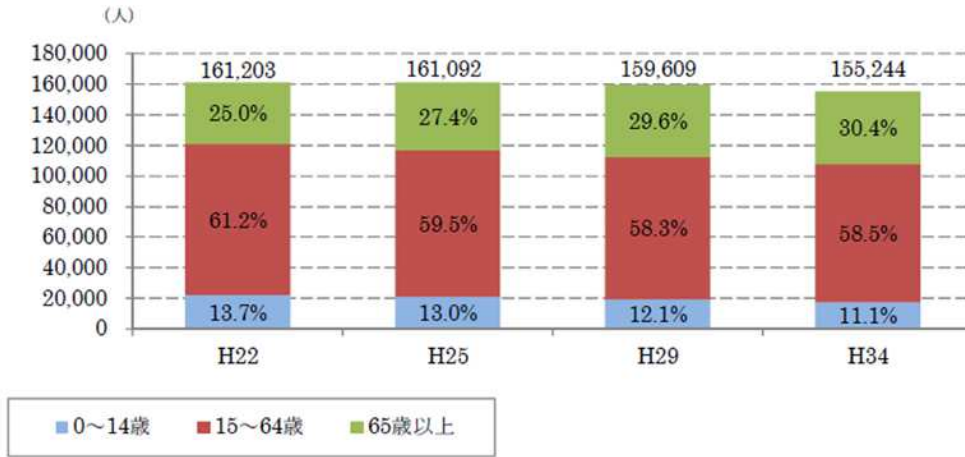
これからの地域づくりを考える上において、まず念頭に置かなければならないのが人口の問題です。

今、日本は歴史上で初めての人口減少社会に突入しています。残念ながら、この全国的な傾向と軌を一にして、こののち、川西市の人口推計をご説明しますが、川西市の人口減少と急速な高齢化は進んでいきます。さらに生産年齢人口は既に減少し続けており、財政状況の改善は見込めない状況となっています。

そういった状況の中で、これまでの右肩上がりの社会を前提として設計された様々な制度は、早急かつ大胆な見直しが必要となっています。それは、川西市に住む人びとのセーフティネットを守るため、行政はしっかりとその責務を果たし、地域に生きる人々は積極的に新たな地域の公共空間を再構築する仕組みを作り上げること、すなわち「参画と協働のまちづくり」をさらに徹底して進めることをございます。

川西市の人口構成は？

□ 総人口及び年齢構成別人口の推移と予測



資料：平成22年住民基本台帳及び外国人登録人口
平成25年～平成34年 市政策課推計（各年10月1日現在）

川西市の地形とコミュニティ



川西市の特性として、南北に細長い地形であり、それぞれの地域の成り立ちや特性も様々であることが挙げられます。たとえば、小学校区ごとにみると高齢化の状況や抱える課題も様々であり、加えて、地域づくりの担い手という側面からも地域事情は異なっています。そのことから、参画と協働による課題解決手法も地域によって違うと仮定することができます。

そこで、昨年度の施政方針では、「地域分権元年」と銘打ち、「参画と協働のまちづくり」を進めるための大きな手段として、地域を一番よく知る地域住民の皆さんで、地域課題の解決にあたるため、一定の財源と権限を移譲する「地域分権制度」の構築に向けた検討を行うことが表明されました。

本市では、これまでも、昭和50年代からコミュニティ行政を推進しており、昭和55年には市内で最初のコミュニティ推進協議会が立ち上がり、その後も協議会の立ち上げを進めてきた結果、現在、概ね小学校区を単位とする13のコミュニティ推進協議会が設立され、様々な活動が活発に展開されています。なお、1つは未設置ですが、地区福祉委員会を中心に活発な福祉活動が展開されています。

14の地域別構想を目指した地域づくり

図表 総合計画の構成と期間のイメージ図



9

昨年度は、第5次総合計画に位置付ける地域ビジョンの策定のため概ね小学校区で地域別懇談会を開催し、地域住民と一緒に地域課題や地域資源の洗い出し、「ありたい姿」を検討しました。それらの結果を、14地域それぞれの「地域別構想」として策定し、第5次総合計画に位置付けていきます。

これら「地域のありたい姿」は、すなわち、現在、検討中の地域分権制度を活用して実現する「ありたい姿」であり、本年度については、「ありたい姿」を実現するための手段の一つとしての地域分権制度について、具体的にどのような仕組みであるべきなのかなどということ、地域の皆さんと意見交換を行うこととしていきます。そして、第5次総合計画の中で、本市ならではの地域分権制度の構築とそれに基づいたまちづくりを進めていきたいと考えています。